

第 1 2 回
東京地方裁判所委員会
(平成 1 9 年 1 月 1 6 日開催)

東京地方裁判所委員会(第12回)議事概要

(東京地方裁判所委員会事務局)

1 日時

平成19年1月16日(火) 15:00～17:12

2 場所

東京地方裁判所第1会議室

3 出席者

(委員) 大野金司, 大橋寛明, 岡田雄一, 唐津恵一, 北村敬子, 小粥節子, 芝田俊文, 下田文男, 白木勇, 高木國雄, 田村浩子, 畠中薫里, 濱田和男, 丸山陽子, 宮山雅行, 保田眞紀子, 我妻学, 和久井良一, 渡辺雅昭

(事務局) 原田伸一東京地裁事務局長, 山本要一東京地裁民事首席書記官, 安原義人東京地裁刑事首席書記官, 岡田千津子東京簡裁事務部長, 渡辺雅伸東京地裁総務課長, 杉崎直行東京地裁総務課課長補佐, 仁尾光宏東京地裁総務課庶務第一係長

4 議題

「裁判所の広報について(簡易裁判所の民事手続を中心として)」

5 配布資料

- 1 最高裁ホームページ(抜粋)
- 2 簡易裁判所民事手続案内サービスのお知らせ
- 3 手続サービス利用状況
- 4 リーフレット
 - (1) 初めて簡易裁判所を利用される方のために
 - (2) ご存知ですか? 簡易裁判所の少額訴訟
 - (3) ご存知ですか? 簡易裁判所の民事調停
- 5 新島簡易裁判所作成の模擬庁調停シナリオ
- 6 司法委員について(最高裁ホームページより)

- 7 パンフレット「司法委員とは？」
- 8 司法委員男女別・年齢別構成表，調停委員男女別・年齢別構成表
- 9 東京簡易裁判所墨田庁舎外観図（イメージ），工事進捗状況（写真）

6 議事

(1) 委員交代の報告及び新任委員の自己紹介

委員長から，次のとおり委員の交代について報告し，岡田委員及び芝田委員から自己紹介があった。

永井敏雄委員 岡田雄一委員（東京地方裁判所刑事部所長代行者）

一宮和夫委員 芝田俊文委員（東京地方裁判所八王子支部長）

(2) 議事「裁判所の広報について（簡易裁判所の民事手続を中心として）」（説明及び意見交換）

【発言者の表示＝：委員長，：委員，簡易裁判所委員】

本日は，簡易裁判所の民事手続を中心とした裁判所の広報について，意見交換をお願いしたい。最初に，東京簡易裁判所の民事事件の利用者に対する広報の現状等について，裁判所委員からご説明する。

裁判所の広報については，今まで地裁の民事，刑事についてご紹介した。本日は，簡易裁判所の民事事件についてご説明したい。

簡易裁判所の民事事件は，少額訴訟，民事調停，支払督促など，法律の専門家である弁護士や司法書士に依頼しない，素人の方の申立てが多い。最近では，少額訴訟がマスコミでも紹介され，一般市民の関心が高い。簡易裁判所では，一般の市民に対する手続案内や手続相談の充実に努めている。以下，各種民事手続の周知方法についてご説明する。

自宅からアクセスしようとする利用者に対しては，インターネットのホームページがある。

現在，インターネットの利用者は，7，000万人とも言われている。

（以下，大型スクリーンに東京簡易裁判所のホームページ画面を映し出しながら，窓口案内，民事事件の概要，民事訴訟の流れ，訴状や答弁書の書式，簡易裁判所の民事事件Q & A等について説明した。）

電話による手続案内も行っている。これは，24時間・年中無休で，音声メッセージとFAXによる文書の送信によって，簡易裁判所の民事手続を分かりやすく案内するものであり，その概要や電話番号は，ホームページにも掲載されている。

東京簡易裁判所の案内サービスの利用状況であるが，平成18年11月の1か月間では，

1,602件の照会があり、利用時間帯は、午前9時から午後5時までの間が約60%で、最も多い。案内内容としては、「どうしても期日に裁判所に来られない場合」や「調停の相手方になった場合の対応」等が多く利用されている。

裁判所以外の各種機関（区役所、消費者生活相談センター、弁護士会、司法書士会、法テラス、警察署等）に行った相談者に対しては、「初めて簡易裁判所を利用される方のために」、「ご存知ですか？簡易裁判所の少額訴訟」、「ご存知ですか？簡易裁判所の民事調停」等のリーフレットを交付してもらうことにより、手続の案内を行っている。

また、消費者生活相談センター及び司法書士会とは、毎年定期的に協議会を開催し、意見交換を行っている。

次に、東京簡易裁判所における民事手続の相談について、ご説明する。

東京簡易裁判所には、毎日数多くの電話相談がある。私も、この委員会で紹介するために、電話を掛けてみた。まず、「104」で簡易裁判所の民事手続と照会すると、「03-3581-5411」と教えられた。これは、東京高等・地方・簡易裁判所の代表電話である。

ここに掛けると、電話交換手が出て、「簡易裁判所の民事手続について知りたい。」と言うと、東京簡易裁判所の受付相談センターに回された。ここでは、簡易裁判所には四つの基本的な手続（通常訴訟、少額訴訟、民事調停、支払督促）がある旨を、手前みそになるが、丁寧に教えてくれた。途中で、私が所長代行であることを明かし、「音声メッセージの電話で、すまさないのか。」と聞くと、「相談者の話を聞いた上で、自分で答えている。」ということだった。

このような電話相談は、月に約850件（一日平均43件）ある。素人の方に説明すると、すぐに20～30分は経ってしまうようで、回線が一杯の場合には、民事訴訟などにも回しており、実際には、この件数以上の相談に応じているものと思われる。

次に、東京簡易裁判所に来庁された方に対する受付相談センターについて、ご説明する。

受付相談センターは、東京簡易裁判所の1階にある。

（以下、大型スクリーンに受付相談センターのカウンター、相談カード、発券機、記載台、待合風景、申立定型用紙、少額訴訟の受付相談、支払督促の受付相談等の画像を映し出ししながら、説明した。）

この受付相談センターには、月に約2,600～2,700人（一日平均130人）の方が来庁する。少額訴訟や支払督促の受付相談は、別の階でより専門的な相談に応じている。

また、各種手続の定型申立用紙は、自由に持ち帰ることが可能である。

待合コーナーでは、簡易裁判所の民事手続を説明したビデオを放映している。

(大型スクリーンに当該ビデオの民事訴訟、少額訴訟の部分を映し出して、紹介した。)

この後に、民事調停、支払督促の手続が紹介されている。

最後に、管内簡易裁判所特有の民事手続広報の取組例として、新島簡易裁判所で実施している模擬調停をご紹介します。

新島簡裁は、伊豆七島の新島にある簡裁で、月に2～3回、伊豆大島簡裁の裁判官が登庁して事件を処理している。書記官と事務官が、一名ずつ常駐している。この新島簡裁では、年に一度、高校生を対象に模擬調停を行っており、平成18年度も、新島高校の生徒を対象に、本日配布したシナリオに基づいて模擬調停を実施した。

質問や意見があれば、どうぞ。

インターネットのホームページには、一か月にどのくらいアクセスがあるのか。

最高裁の広報課に確認しないと具体的な件数は分からないが、相当の件数になる。

(広報課によると、裁判所のトップページには月200万件を超えるアクセスがある。)

電話相談の担当者は、何人いるのか。

受付相談センターには10人の担当者がおり、電話相談と来庁者に対する相談の両方を行っている。

一日平均43件の電話相談があるということだが、相談者を待たせたり、電話が掛からなかったりすることはないのか。

受付相談センターの回線が一杯の場合には、電話交換手が民事訟廷などに転送するので、そのようなことはない。

少額訴訟は原則1回の審理であり、民事調停は何回か開かれるということだが、相手方と親しくて、あまりもめたくないような場合には、どちらの手続になるのか。

話し合いにするか、相手を被告として訴訟にするかは、当事者が選択する事項であるが、最近はだんだんドライになってきて、調停より訴訟を選ぶ傾向があるようにも思われる。

裁判所の負担としては、少額訴訟と調停の手続では、どちらが重いのか。

両手続とも相応の人員を配置しており、負担に軽重はない。

以前、少額訴訟の法廷を傍聴した際に、このような事件は話し合いで解決するのではないかという感想を持った。国費を無駄にしないためにも、調停の方が費用や負担が軽いのであれば、裁判所から調停手続を勧めてもよいのではないか。最近では、救急車がただなので、タクシー代わりに使う人もいる。国が費用を負担しているんだという意識を持ってもらうことも

大事だと思う。

裁判所に限らず、国の機関はコスト意識が低いというご指摘は、そのとおりだと思う。

当事者から聞いたところによると、裁判所は、一般的に広報で説明するときには、丁寧で評判がよい。先ほどのビデオのように、よく教えてくれる。ところが、実際に調停や訴訟の場を経験してみると、期待していたのと違う印象を持つ人が多い。このように、広報と現実との間にギャップがあることが問題だ。原告と被告の双方が相談に来るので、難しい問題があることは承知しているが、裁判所には、そのようなギャップがあることを認識してもらいたい。

全く素人の人が裁判を起こす場合、定型の訴状に必要な事項を記入していくことは簡単だと思うが、どのような証拠をそろえればよいか分からない。しかも、そこが一番聞きたいところだと思う。裁判所では、どの辺まで説明してもらえるのか。

訴訟でも調停でも、基本的な契約書類等は、当然提出してもらうが、最終的には、「あなたがこの事件に関係あると思われるものは、くまなく持ってきてください。」と言うのが、一番手っ取り早い。

手続以外に、例えば、訴状を提出するときいくら裁判費用が掛かるのかといったコストの点も、ホームページに掲載されているのか。

手続に必要な手数料や郵便切手については、ホームページに掲載されている。

(大型スクリーンにホームページの「簡易裁判所の民事事件Q & A」の画面を映し出ししながら、「訴訟の手数料と裁判所に納める郵便切手郵便切手はどのくらい必要な?」、「調停の申立て手数料と裁判所に納める郵便切手郵便切手はどのくらい必要な?」の回答部分を読み上げて説明した。)

裁判所の所在地の地図も、掲載されているのか。

(大型スクリーンにホームページの東京簡易裁判所の所在地の地図を映し出ししながら、)このように掲載されている。

少額訴訟は、60万円以下の請求に限られているが、なぜ50万とか100万とかの切りのいい金額でないのか。

素人の方でも、一回で審理を終えられるのに適した金額ということだが、最初は30万円以下だった。これは、当時の簡易裁判所の事物管轄が90万円以下だったので、その三分の一程度が少額訴訟に適しているだろうと考えた結果である。その後、この少額訴訟が、よく利用されるようになったので、平成16年4月に、倍の60万円以下と法律を改正したもの

である。

裁判所のホームページは、階層別に作られており、一番の入口（トップページ）は、「裁判所」になっている。東京簡裁に行きたい人が検索すると、場所はパッと出てくるが、次に簡易裁判所がどういう事件を扱っているのかを検索しようとする、元の裁判所の入口に戻らないと入れない形になっている。使い勝手のよいリンクの張り方を検討してほしい。

ホームページの作成は、すべて最高裁判所で行っており、利用者のご意見を聞きながら、何度も改修を繰り返している。昨年の4月ころにも、大規模なリンクの張り替えを行ったが、いただいたご意見は、担当部署に伝え、今後の参考にさせていただく。

今日ここに来る前に、東京簡易裁判所の庁内を一時間ほど見て回った。頼りがいのある、身近な簡易裁判所というが、国民から見れば、まだまだ知らない部分が多い。その意味でも、このようなホームページは、時代に合った、よい広報手段だと思う。ただ、法律用語ばかりをならべる堅い形ではなく、一般の人たちが読みやすい形のものを作っていくことが大事である。

実際の受付相談センターは、非常に狭い事務室の中に、大勢の人がたまっている状態である。利用者から見ると、「あんな狭いところでやっている。」と感じる。建物の有効利用という観点からも、国民が多数出入りする場所は、大きなスペースを設けることが必要だ。

また、司法委員や調停委員の控室も、大部屋に大勢の人が詰め込まれているという感じだ。簡裁の法廷を40分ほど傍聴したが、司法委員は、民間人・社会人の知識や経験を裁判に反映するという一般人の司法参加の点からも、また、社会貢献という点からも大きな存在だ。せめて今の倍くらいのスペースを提供してあげてほしい。

東京簡裁の庁舎ができた平成6年と現在の事件数を比較すると、訴訟が2倍（40,000件 78,000件）、調停が2.5倍（10,000件 25,000件）になっている。いろいろな工夫を重ねながらやり繰りしているが、それぞれの室に十分なスペースを確保することは困難な状況にある。

特定調停が増加したときに、調停委員を大量に増員した影響もあると思うが、空き時間を過ごす場所がない。祝田橋の仮庁舎に待合室を確保してもらったが、いちいち事務部から鍵を借りて離れた庁舎まで行かなければならないので、利用している人はほとんどいないと思う。できれば、家裁の待合室くらいの余裕がほしい。

先ほども指摘があったが、証拠書類についての具体的な説明が大事だと思う。

受付相談センターでも、基本的な契約書類等については、持ってきてもらうように説明し

ている。

裁判所では、具体的な紛争の中身を聞いた上で、訴訟にするか調停にするかの相談に乗っているのか。弁護士の職務には抵触しないのか。

あくまでも手続相談なので、どちらがよいとは言えない。最終的には、本人が選択して決めることになる。

この点について、弁護士委員のご意見はどうか。

事案による。アドバイスが、両当事者に対する公平さを失わせるような内容でなければ、言ってもらった方が親切だとは思いますが、微妙な内容の事案も多い。

裁判所が踏み込んでアドバイスをし、それが間違っていたために手続が却下されるようなことがあれば、国民の不信をあおることになる。一概には言えない問題だ。

簡易裁判所は、民事訴訟法上、請求の原因がきちっとしていなくても、紛争の要点で足りるとされている。定型のものであれば、こういう手続が適していると言えるが、例えば、暴行による損害賠償のような微妙な事案では、どういう手続にするか自体が難しい。

既に判決が出ているような事件について支払えない場合には、どこに相談すればよいのか。区役所の無料法律相談等を利用されたい。

引き続き、司法委員制度に関する広報及び墨田庁舎の広報について、裁判所委員からご説明する。

司法委員については、最高裁のホームページにその意義や役割を掲載する（資料6）とともに、「司法委員とは？」というパンフレット（資料7）を作成して、広報に努めている。

東京簡易裁判所においても、司法委員は、民事通常訴訟や少額訴訟で活用されている。

司法委員は、事件ごとに選ばれるので、司法委員候補者（司法委員となるべき者）は、毎年1月1日に、任期1年間、再任可という条件で選任されることになる。

現在、東京地裁管内では457人、うち東京簡裁では、339人の方が選任されている。

その内訳は、無職216人、弁護士174人、公認会計士・税理士・不動産鑑定士・建築士等の専門家32人、大学教授5人、そのほか会社員等30人である。

無職の方が多いのは、会社を60歳で退職され、ボランティア活動をしたいということで、まず調停委員になられ、その後、訴訟にも関与したいという理由で司法委員を希望される方が多いからである。

弁護士の方については、裁判所から東京の三弁護士会に推薦を依頼している。

男女別・年齢別構成（資料8）については、男女別では、女性が52人で11.4%、年

年齢別では、49歳以下が41人で9%、50歳代が71人で15.5%、60歳以上が342人で74.8%である。

最後に、墨田庁舎の広報について、ご説明する。

東京簡裁は、平成6年に、東京23区にあった12の簡裁を霞が関に集約し、専門的な事務処理態勢に改めることにより、的確な事務処理を図るとともに、市民に対する手続相談等を充実させることを目的として作られたものである。

現在の事件数は、先ほどもご説明したとおり、当時の2～2.5倍になっている。また、平成10年に導入された少額訴訟制度も、年間3,500件にのぼっており、これらの事件増に加え、裁判員制度の導入にも施設が必要なことから、簡裁の民事調停と支払督促を、墨田庁舎に移転することが予定されている。

(大型スクリーンに墨田庁舎の完成予想図及び工事の現状の写真を映し出しながら、)

墨田庁舎は、地下1階、地上6階建てになる予定であり、平成19年8月の開庁を目指して、現在、地上4階部分の工事を行っているところである。

従前、墨田分室で取り扱っていた交通略式事件と令状請求事件(この工事に伴って、平成17年5月以降、祝田橋仮庁舎で処理している。)は、工事完成後は、元の墨田庁舎の処理に戻るとともに、新たに民事調停事件と支払督促事件が、霞が関から墨田に移転することになる。この移転については、広く利用者の方々に知らせる必要があると考えており、現在、ポスターやリーフレットを作成中である。また、最高裁のホームページにも掲載する予定であり、23区の広報誌や法律雑誌などに掲載してもらうことも依頼中である。

今後は、弁護士会の会報誌や司法記者クラブへも協力をお願いしたいと考えている。

なお、調停の受付相談は、霞が関の庁舎においても、引き続き実施していく予定であるが、前回、委員から照会があった午前中に特定調停の相談を受け、午後に相談者から事情を聴く即日調停を行うためには、相談者に、霞が関から墨田まで移動してもらわなければならない。

利用者の方々にそのようなご不便を掛けないためにも、墨田へ移転する旨の広報に努めたいと考えている。

現在、刑事では、裁判員制度が市民の司法参加として注目されているが、民事の調停委員や司法委員の制度の方が、はるかに古い歴史を持っており、また、実際にも効果を上げていると思う。調停委員は、家裁を中心にして比較的国民に知られているが、司法委員の存在は、あまり知られていない。

司法委員は、当事者の話をじっくり聴いてくれるので、結果的に和解ができなかったとし

ても、当事者は、自分の言い分をよく聴いてくれたと納得することができる。弁護士が代理人につかないことが多い少額訴訟においても、大きな存在だ。

東京簡易裁判所では、選考委員会を作り、弁護士会にも推薦依頼をしているが、弁護士以外の分野の人たちも沢山入ってこられるように、もっと工夫してもらいたい。

今後は、司法委員が選任されるプロセスを更に透明化し、一般の人たちに対して、普通の人が裁判に関わっていることをもっと広報すべきだと思う。

東京簡易裁判所の法廷の壁には、司法委員についての説明書きが掲示しており、法廷でも、それぞれの裁判官がそれぞれの言い方で司法委員の役割を説明しているが、もう少しきちんとした形で説明すれば、当事者だけではなく、傍聴人にもその役割を理解してもらうことができると思う。

少額訴訟の法廷では、司法委員についてきちんと説明しているのが一般的だと思うが、通常訴訟の法廷では、事件が多いこともあって、ご指摘のように説明が不足している部分があるのかもしれない。司法委員の役割をきちんと説明するように、周知したい。

司法委員は、志望者の中から選任委員会が選考の上、選任している。司法委員の選任資格は、司法委員規則により「良識のある者その他適当と認められる者」と定められている。相当の社会経験が必要なので、ある程度年配の方になるのはやむを得ないと考えている。

司法委員のうち、先ほどご説明した公認会計士・税理士・不動産鑑定士・建築士等の専門家32人というのは、裁判所から団体に推薦依頼をお願いした訳ではなく、それぞれ本人が志望されたものである。一般の司法委員についても、いろいろな経験をお持ちの方が選任されている。法学部を卒業したが、定年になるまでずっと営業や総務をやっていたという方もいるし、海外経験が豊富な方もいる。

また、現在は、司法委員を志望者する方の数が必要数を大きく上回っており、全員を選任することができない状況でもあることから、裁判所から積極的に志望者を募るようなことは考えていない。

司法委員の選任要件である「社会的な良識があるかどうか」は、誰が判断するのか。

選任委員会において、書類審査と面接審査によって判断している。

司法委員の場合は訴訟手続に関与することから、調停委員以上に法律的な知識も必要ではないかと考えるが、中にはその知識が不足しているために、無理な和解を押しつけてくる人もいると聞いたことがある。そのような要件にも、十分配慮してもらいたい。

ご指摘のような事態があったとすれば、裁判官と十分な打合せをしないで和解を進めたこ

とが原因だと思われる。そのようなことがないように、指導を徹底したい。

つい先日も、本年度の司法委員の辞令交付式があり、冒頭の私のあいさつやそれに引き続き実施した研修でも、ご指摘のような不備のないように注意したところである。

法廷における司法委員の役割をきちんと説明した方がよいというご指摘も、そのとおりだと思う。具体的な説明ぶりについて、簡裁の中の委員会で検討してみてもどうか。

司法委員の選任については、その透明性を高めることが大事であるが、司法委員は裁判に深く関わることから、単純な公募になじまない部分もあることをご理解いただきたい。

東京は、調停委員などの志望者も多いが、地方では、必要な人数を確保できない庁もある。裁判所が、積極的に志望者を募った結果、定年後の再就職先と勘違いした人たちが沢山応募してきて困ったこともある。

墨田庁舎の管轄は、どうなるのか。

現在の東京簡易裁判所と同じで、東京23区と小笠原村等である。

墨田庁舎は、場所的には、相当東京の東寄りになるが、人口増加は、多摩の方が著しい。そうすると、市民の裁判所である簡易裁判所の場所としてふさわしいのかという問題については、どうか。

23区の区役所から霞が関までの時間と墨田庁舎までの時間を比較すると、平均で、墨田庁舎の方が1分だけ多く時間が掛かる（すべての区役所からの合計時間が、墨田庁舎の方が25分多い）。多摩の方は八王子支部の管轄なので、23区に関しては、交通網も発達しており、霞が関と大きな違いはないと考えている。

昨年来の新聞報道によると、新宿にもう一つ作ってくれないかという動きがあるようだが、裁判所の見解はどうか。

東京簡裁としては、霞が関のスペースが限られ、簡裁全体の事件処理を的確に行うためには、民事調停と支払督促は墨田に移さなければならないと考えている。もっとも、簡裁の事件の一部を移転させることは、分散によるデメリットも多い。なお、この問題については、必要性の検証等について別途検討しているところである。

市民にとって簡裁の機能は、私たちが考えるよりはるかに大きいと思う。訴額は140万円以下だが、調停には金額の上限がない。また、ほとんどの人の悩みは、100万円とか200万円くらいが多く、地裁と簡裁の事件数を比べても、簡裁の方が圧倒的に多い。

したがって、簡裁は、大量の事件に追われ、忙しく、目まぐるしい。ゆったりとした感じもないし、裁判官と司法委員がじっくり打合せをする余裕もないのが実態だと思う。数、ス

ペース，当事者対応，期日の入れ方，受付相談など，いろいろな問題について，簡裁を充実させる方策を考えてもらいたい。現在の簡裁は，本来在るべき姿とは相当ずれていると思われるので，裁判所には，いろいろな意味で工夫をお願いしたい。

私も，裁判所はもっとゆとりを持った方がよいと思う。

司法委員，調停委員ともに，年齢層が高く，女性が少ないが，中堅層や女性の登用を広げていくための取組や展望があれば，うかがいたい。

女性の司法委員を増やしたいとは考えているが，現状の女性が11.4%という数字は，志望者の割合から言うと，決して低い数字ではない。簡裁にも男女間の紛争が原因となった事件が提起されるので，このような場合には，裁判官と司法委員がともに男性にならないように考慮はしている。東京簡裁では，何とか女性の司法委員を手当てできるが，三多摩地区を管轄する八王子支部の管内は，女性の司法委員が少なく，問題が深刻である。かと言って，女性だけを公募する訳にもいかず，個人的に推薦してもらうなどして，しのいでいる状況である。

弁護士は，調停委員や司法委員になりたがらないという事情があるのか。

そのようなことはない。東京には，一万人近くの弁護士がおり，この数字からも，やりたくないとか，数が少ないということはありません。頼まれれば，引き受ける人がほとんどだと思ふ。

女性の弁護士に，調停委員や司法委員になってもらうよう頼むのはどうか。

女性の弁護士の委員も多い。若い人でも，頼まれれば断らないと思ふ。

若い人は，事務所の仕事で忙しいのではないか。

委員手当が安いという問題もある。先ほどの墨田庁舎の問題でも，霞が関から墨田に移るのであれば，調停委員を辞めたいと言っている弁護士もいる。

次回のテーマについて，何かご意見はあるか。本日，アンケートを配布したので，テーマに関するご意見があれば，1月31日までにお知らせいただきたい。

今回は，委員の皆様から出されたテーマを取り上げるほか，裁判所から本庁と立川の庁舎工事について，ご説明したいと考えている。

今回は，平成19年5月31日（木）午後3時から開催する。

以上